

和 泉 市

公共用地境界明示マニュアル

令和元年5月

和 泉 市
都市デザイン部土木維持管理室

この明示マニュアルは、予告なく変更することがあるので、詳細については明示担当職員にご相談ください。

目 次

頁	
1	目次
2	公共用地境界明示・再交付認証書発行までの概要
3～4	添付書類についての注意点
5～6	立会についての注意点
7～9	図面についての注意点
10	その他の注意点（代理人の選任、受領、管理区域線明示、境界一部明示）
11	再交付についての注意点
12	解約・返戻・複写図面交付についての注意点
13	公共用地境界明示申請書（様式1）
14	公共用地境界明示委任状（様式2の1）
15	公共用地境界明示委任状（共有者間）（様式2の2）
16	境界一部明示願（様式3）
17	受領書（様式6）
18	公共用地境界明示再交付申請書（様式7）
19	公共用地境界明示再交付委任状（様式8）
20	公共用地境界明示複写図面交付申請書（様式9）
21	公共用地境界明示申請取下げ願（様式10）
22	現況土地所在確認書（様式11）
23	地図訂正の承諾について（依頼）（様式12）
24	地図訂正の承諾について（依頼）委任状（様式13）
25	境界明示（全部・一部）解約願（様式14）

公共用地境界明示申請から認証書発行までの概要

- ・ 申請者はまず申請しようとする予定地に既明示があるかどうか、明示担当窓口で台帳に基づき確認します。
- ・ 申請者は公共用地境界明示申請書（様式1）と添付書類等を揃え申請します。
- ・ 明示担当窓口へ申請し審査後、尚且つ申請地周囲の既明示、法務局備付測量図等、参考になる図面に基づき現地への復元が完了後、市担当者と立会日の調整をします。
- ・ 境界明示関係者を招集し現地で立会します。
- ・ 立会で合意した境界線で図面を作成します。
- ・ 申請者は審査図面1部を明示担当窓口へ提出し審査を受けます。
- ・ 申請者は審査後の図面で関係者の署名・承諾印をもらいます（3部提出のうち2部に署名・承諾印が必要）。
- ・ 全関係者の署名・承諾印が揃い次第、明示担当窓口へ提出します。
- ・ 概ね7日間で認証書を発行しますので（要手数料）、受領書（様式6）と手数料領収書写しと引き換えに受領します。

公共用地境界明示再交付認証書発行までの概要

- ・ 申請者はまず申請しようとする予定地に既明示があるかどうか、明示担当窓口で台帳確認します。
- ・ 申請者は公共用地境界明示再交付申請書（様式7）と添付書類等を揃え担当窓口へ申請します。
- ・ 概ね7日間で公共用地境界明示再交付認証書を発行しますので（要手数料）、受領書（様式6）と手数料領収書写しと引き換えに受領します。

▶ 添付書類についての注意点

◆ 法務局(その他)資料の写しについて

提出書類の法務局(その他)資料の写しについては全てに(例)のように必ず記入し捺印します。

(例)

(複写物)

登記情報提供サービスにより取得。

取得日
令和____年____月____日

職氏名_____職印

The diagram shows a rectangular box on the left labeled '(複写物)' (Copy) with a vertical dashed line. A small circle on the right side of the box has an arrow pointing to a larger circle on the right. This larger circle contains the text: '登記情報提供サービスにより取得。' (Acquired through the registration information provision service.), '取得日' (Acquisition date) followed by '令和____年____月____日' (Reiwa ____ year ____ month ____ day), and '職氏名_____職印' (Position and name _____ Seal).

◆ 原本還付について

基本的には原本が必要です。しかし何らかの理由で原本還付が必要になった時は、事務処理上原本還付が可能であれば還付します。その際その書類の写しに(例)の様に記入し捺印します。相続関係書類等、戸籍等も全て割印します。

(例)

(複写物)

原本に相違ありません。

令和____年____月____日

職氏名_____職印

The diagram shows a rectangular box on the left labeled '(複写物)' (Copy) with a vertical dashed line. A small circle on the right side of the box has an arrow pointing to a larger circle on the right. This larger circle contains the text: '原本に相違ありません。' (No discrepancy with the original.), '令和____年____月____日' (Reiwa ____ year ____ month ____ day), and '職氏名_____職印' (Position and name _____ Seal).

◆法務局備付公図について

申請の際には必ず公図写しと、必要に応じて合成図を添付します。尚、道路部分、相隣・対側部分まで必要になりますので、町界、字界になっていても必ず調査し添付します。

◆公図と現地が合わない場合

公共用地境界明示は法務局備付公図をもとに境界を明示する為、公図と現地が合わない場合は公図の訂正が必要になります。但し公共用地境界明示との同時進行は認めますが、認証書発行までには地図訂正完了後の公図の写しが必要となります。

相隣地・対側地に関して公図と現地が合わない場合は市担当者に相談して下さい。

◆登記簿上の住所氏名が相違している場合

申請者の住所や氏名が登記上の表示と相違する場合は、住所移転・婚姻等の経過のわかる住民票原本、戸籍謄本、戸籍の附票原本、商業登記簿謄本原本等を添付します。

全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていないときは、相続人が判明する相続関係説明図、戸籍謄本及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票が必要となります。

▶ 立会についての注意点

◆現地立会までの準備について

現地立会までの間に現地周囲の参考になる図面から、必ず広い範囲で現地に境界杭や測量ポイント等を復元します。復元の範囲は市担当者と打ち合わせする事とします。

現地復元が不十分な場合、その日の立会是不調に終わる場合も有ります。

◆立会の日時調整

申請者は申請後、現地に既明示杭等の復元が終わってから電話で立会日の調整をします。時間は午前の部は10：00～、午後の部は14：00～とします。

但し府道（大阪府鳳土木事務所明示）等の同時立会の場合は基本的に大阪府鳳土木事務所等の立会日時調整を済ました後になります。

◆現地立会

- ・ 申請者は現地立会直前までに、現地で構造物等がはっきり確認できるように整地します。

◆市道敷明示で必要な立会人

- ・ 申請者（申請地土地所有者）
- ・ 相隣地土地所有者（必要があれば対側地土地所有者）（既明示がある場合でも年代に関わらず立会が必要です）
- ・ 市道内土地所有者
- ・ 町会長 市担当者の判断により立会協力が必要な場合があります。
- ・ 水利組合長 法務局備付公図上の水路が申請地側に道路と平行して通っている場合と、法務局備付公図上では水路では無いが、現地で水利組合が機能管理している水路が申請地側にある場合は水利組合の立会協力が必要となります。
- ・ 代理人（申請人から委任を受け図面を作成する任にある者）
- ・ その他関係人

◆法定外公共物(里道敷・水路敷)明示に必要な立会人

- ・ 申請者（申請地土地所有者）
- ・ 相隣地、対側地土地所有者（既明示がある場合でも年代に関わらず立会が必要です）
- ・ 里道明示は町会長、自治会長（地域の事情や慣習により多少異なる場合もありますので各申請地域で確認下さい）
- ・ 水路明示は水利組合長（地域の事情や慣習により多少異なる場合もありますので各申請地域で確認下さい）
- ・ 代理人（申請人から委任を受け図面を作成する任にある者）
- ・ その他関係人

◆境界標の埋設および写真の提出

申請者または代理人は、立会いで確認した明示点に境界標を埋設して下さい。
また押印後の指令図提出の際、各明示点の写真（遠景・近景）を提出してください。

◆相隣地や対側地の登記名義人の住所氏名と現在の住所氏名が異なる場合

その沿革を証明する住民票、戸籍附票、戸籍謄抄本等（写し可）証明書あるいは、申請人や代理人においてその沿革の内容を申述書にまとめ、申請人あるいは代理人において記名押印（実印か職印）したものを、押印後の指令図提出の際に添付して下さい。

◆相隣地や対側地の登記名義人に相続が発生している場合

戸籍謄本、除籍謄本等（写し可）の証明書および相続人が判明できる相続関係説明図、あるいは申請人や代理人において聞き取った内容に基づき作成した相続人が判明できる相続関係説明図のどちらかが必要です。なお相続関係説明図には作成者の記名押印（実印か職印）が必要です。

➤ 図面についての注意点





◆ 図面の作成について

- ・ 平面図（申請地全体を記載したものが望ましい）は縮尺 1 : 250 以上で横断面図は縮尺 1 : 100 以上で起終点の 2 箇所および変化点とします。
- ・ インクジェット印刷の場合はインクジェット専用紙（コート紙）を使用してください。なお基本とする線や文字は青色とします。
- ・ 必ず作成日、測量日、作成者（事務所名、住所、氏名、職名、登録番号、電話番号）を記入し職印を捺印します。

◆ 指令図について

指令図の提出は 3 部（内、署名押印 2 部、作成者押印 1 部）となります、提出時の折り方は A4 サイズで左綴じが出来るように 2 部、あと一部は袋に収められる様 15cm×25cm（ジャバラ折り）に折って提出して下さい。その他詳細については下記および見本図面（別紙）を参考に作成し指令図審査時に打ち合わせをして下さい。

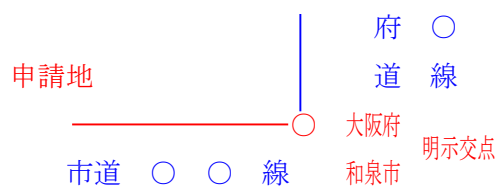
記

朱線		公共用地境界線	朱書き文字	申請地番、申請地、公共
朱破線		市道路管理区域線		用地境界線
黒線		既明示線	黒書き文字	既明示番号等
朱丸		境界杭・境界プレート	単位	メートル

原則として境界杭のポイントは平面図上で引照点から破線で結び、距離表示（境界点 1 点につき 2 点以上の引照点・小数点以下第 3 位まで必要）をして下さい。なお境界点と引照点との距離を表にして図面上に記載しても構いません。（引照点はなるべく永久的に動かない物とします。下水マンホール等）

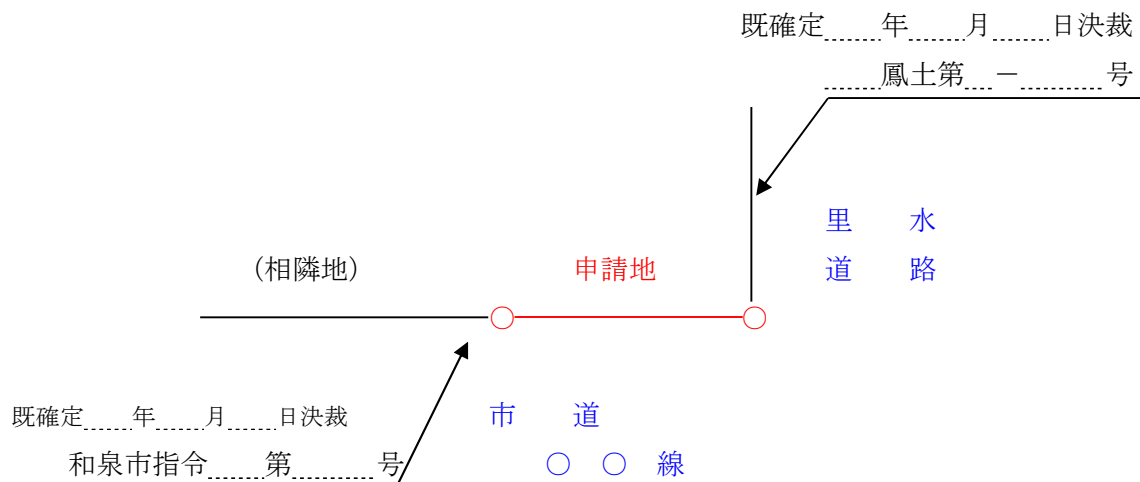
- ・ 座標は図面内に境界点・引照点・トラバー点の区別をして表にして入れ、また、街区基準点等を使用した場合はその座標値及び網図をも表示してください。
- ・ 市道名を市道路台帳で確認し記入して下さい。
- ・ 大阪府やその他の官庁と和泉市の明示交点は（例）の様に朱書きで記載して下さい。

（例）



- 既明示は黒線でラインを抜き出して、決裁日と番号を黒文字で記入して下さい。

(例)



◆承諾印

承諾印欄の上部に記入する文言は次のとおりとします。

なお()内には市道敷、里道敷、水路敷の該当する種別のみ朱文字で記入して下さい。場合により、市管理道路、和泉市用地、用悪水路敷等とする場合があります。

立会・承諾 令和...年...月...日
 申請地と公共用地()との境界は、現地及びこの図面に表示されたとおりで異議ありません。
 尚、この図面を公の資料・情報として保存、請求があれば一般に公開する事に同意いたします。

- 申請地、相隣地および対側地が共有の場合は、共有者全員の捺印（申請地は全員実印）が必要になります。なお例外として相隣・対側地が共有の場合は、土地に対しての持分が2分の1以上且つ共有者人数の2分の1以上の捺印でも認めます。また申請地につき、共有者から共有者の1人に委任して申請している場合等（委任状様式2の2）でも確定図には共有者全員の捺印が必要になります。

申請地、相隣地および対側地において相続が発生している場合も上記の共有の場合と同じ取り扱いとなります。

- (例)・共有者2名の場合→1名、共有者3名の場合→2名以上
 ・共有者4名の場合→2名、共有者5名の場合→3名以上

- ・ 相隣地が府道の場合は鳳土木に提出する図面のコピーを（要着色）、既明示の場合も大阪府鳳土木事務所の既明示のコピーを添付して下さい。
- ・ 相隣地・対側地に既明示がある場合でも、年代に関わらず図面への承諾印は必要になります。
- ・ 立会に町会・水利の立会が必要な場合は、町会・水利の図面への署名・承諾印も必要となります。

◆審査図面について

審査図面は指令図と同等の仕様（着色要）としA4左綴じに折って、審査図面チェックシート（別紙）とともに、1部提出してください。

なお審査図面は市担当者にて審査後一旦返却しますが、押印後の指令図提出と同時に再度提出してください。

➤ その他の注意点

◆代理人選任

申請人は、明示申請に係わる事務を第三者に代理させることができます。この場合、申請人は代理人に行わせる事務を記載した委任状（様式2の1）を申請書に添付することとなります。

代理人となれるのは、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補、建築士又は行政書士です。

ただし、建築士にあっては、現況実測平面図の作成に関し、講習会修了者名簿に登録された者で、建築確認申請のための境界確定が必要な場合に限りです。

また、行政書士にあっては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限りです。

◆受領

まず明示窓口にて手数料納付書（1筆3,000円、それから1筆増えるごとに+600円<和泉市手数料条例>）を受け取り、市金庫にて納付してから、手数料の領収書写しと受領書（様式6）に必要事項を記入のうえ署名・捺印して提出し、公共用地境界明示認証書を受領して下さい。なおこの際境界標識を設置した現場写真の提出が必要になりますが、開発地等で中心後退等の道路提供部分があり、続いて分筆登記して和泉市に寄付・帰属する場合は寄付・帰属後の境界に設置して下さい。

◆市道路管理区域線明示

市道敷内に市の所有ではない民地等で道路が構成されている場合は市道路管理区域線明示となります。管理区域線とは土地の境界を表す線ではなく、道路機能としての管理区域を表す線です。道路内の土地所有者の協力で和泉市に道路として寄付してもらえる場合は寄付申請と同時に公共用地境界明示を進行させる事が出来るものとします。尚、市道路管理区域線明示でも（様式1）～（様式6）を使用するものとします。

◆境界一部明示

何らかの理由で一部明示をする場合は（様式3）を願出のうえ、市担当者の判断により一部明示できるものとします。

▶再交付についての注意点

◆法務局(その他)備付資料の写しについて

公共用地境界明示の終了に至るまでの注意点と同じですので参考にして下さい。

◆原本還付について

公共用地境界明示の終了に至るまでの注意点と同じですので参考にして下さい。

◆受領

まず明示窓口にて手数料納付書（1件1,500円<和泉市手数料条例>）を受け取り、市金庫にて納付してから、手数料の領収書写しと受領書（様式6）に必要事項を記入のうえ署名・捺印して提出し、公共用地境界明示再交付認証書を受領して下さい。

◆市管理道路区域線明示の再交付

市道路管理区域線明示の再交付も（様式7～様式8）を使用して下さい。

▶解約・返戻・複写図面交付についての注意点

◆解約の受付について

基本的には解約は受け付けません。ただし、既に明示した境界線を現地において復元することが困難と認められる場合や、既に明示した明示線に誤った箇所が判明した場合など、市担当者がやむをえないと判断した場合に限り願い出を受け付けます。

なお、同時に申請した公共用地境界明示申請が終了した場合にのみ解約の効力が発生するものとします。また解約を願い出る場合には原則として事前に市担当者と協議した上とし、境界線は既に明示した境界線を全面的に無視した境界線とするものではありません。

◆返戻について

原則として、以下の場合には申請書を返戻します。

- ・ 申請者と境界明示線について境界協議が成立しない場合
- ・ 対側地・相隣地土地所有者等関係者の承諾が得られない場合
- ・ 提出を求めた書類を立会日より概ね6ヶ月以内に提出しない場合
- ・ 申請者の申し出により取り下げる場合

◆境界明示(既明示)複写図面の交付について

複写図面交付申請書(様式9)で申請を出した翌日の午後以降に交付します。

但し、コピー費用は申請者負担となります。なお公共用地境界既明示図面は現地復元の為だけ複写可とします。

公共用地(敷)境界明示申請書

申請日：令和 年 月 日

和泉市長 へ

申請人 住所
(土地所有者)

氏名 実印
(TEL)

代理人 住所

氏名 職印
(TEL)

<担当者： >

申請地	
申請の目的	

添付書類 (正本1部 A4版左綴じ)

- 申請書、委任状及び申請者の印鑑証明書**原本** (法人の場合は資格証明書**原本**も必要)
- 申請地の全部事項証明書**原本**
- 申請地及び付近の法務局備付の公図、合成図、地積測量図
- 申請地及び付近の土地沿革調書
- 申請地付近の位置図 (住宅地図)
- 申請地の現況実測図 (平面図は縮尺1:250以上、横断面図は縮尺1:100以上で起終点の2箇所および変化点とし、作成者の登録番号を記入し記名、捺印したもの)
- 申請者の現住所と登記上の住所が異なる場合は、住所移転等の経過のわかる住民票原本、戸籍の附票原本、商業登記簿謄本原本等
- 全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていないときは、相続人が判明する相続関係説明図、戸籍謄本及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票
- 個人のプライバシーに関する書類 (例：戸籍謄本、遺産分割協議書等) については原則として原本還付します。
- 印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付してください。
- 法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名押印及び作成年月日等を記入願います。
- その他参考となる書類等があれば添付願います。

当申請地は他の官公庁に境界明示の申請書を提出

しています

提出先

していません

()

委任状

私儀 _____ 受任者印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 申請地 _____

2. 上記土地に係る公共用地（ _____ ）境界明示に関する委任の範囲は次のとおりです。ただし、復代理人選任の権限をも含みます。

- ① 申請に要する図書及び資料の作成、提出並びに取下に関する事
- ② 現況実測平面図の作成、公共用地境界明示指令図の作成者としての現地立会
- ③ 公共用地境界明示指令図の作成に関する事
- ④ 公共用地境界明示認証書の受領に至るまでの事務

以上

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者（土地所有者）

住 所

氏 名 _____ 実印

(様式2の2)

委任状

私儀 _____ 受任者印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 申請地 _____

2. 上記土地に係る公共用地（ _____ ）境界明示に関する出願から完結に

いたるまでの一切の権限。ただし承諾についての権限は委任の範囲から除外します。

以上

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者

住 所

氏 名 _____ 実印

(様式3)

境界一部明示願

和泉市長 へ

今般、令和 年 月 日に申請しました公共用地境界明示につき、下記の理由で
相隣地との境界まで公共用地境界明示をするのが困難な為、一部明示を願い出ます。

申請地

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名 実 印

申請代理人

住 所

氏 名 職 印

記

一部明示理由

以上

(様式6)

受 領 書

令和 年 月 日

和 泉 市 長 あて

(申請人又は代理人)

住 所

氏 名 _____ 印

下記のとおり受領しました。

記

1. 令和 年 月 日 付け 第 号

- 公共用地境界明示認証書
- 公共用地境界明示再交付認証書
- 地図訂正承諾書

2. 申請地

和泉市 _____

以上 筆

公共用地(敷)境界明示再交付申請書

申請日：令和 年 月 日

和泉市長 へ

申請人 住所
(土地所有者)

氏名 実印
(Tel)

代理人 住所

氏名 職印
(Tel)

<担当者： >

市道	既明示の指令年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	種別 (○で囲む)
	既明示の指令番号	和泉市指令 第 号	
法定外	既明示の決裁年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	里道
	既明示の簿冊番号	— —	水路
	既明示の決裁番号	— 鳳土第 — 号	
申請地	所在地番 既明示時の所在地番 []		
申請の目的			

添付書類 (正本1部 A4版左綴じ)

- 申請書、委任状及び申請者の印鑑証明書原本 (法人の場合は資格証明書原本も必要)
- 申請地の全部事項証明書原本
- 申請地付近の位置図 (住宅地図)
- 申請地及び付近の法務局備付の公図、合成図、地積測量図
- 申請地及び付近の土地沿革調書
- 申請者の現住所と登記上の住所が異なる場合は、住所移転等の経過のわかる住民票原本、戸籍の附票原本、商業登記簿謄本原本等
- 全部事項証明書に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転登記の手続きがなされていないときは、相続人が判明する相続関係説明図、戸籍謄本及び遺産分割協議書並びに相続人全員の印鑑証明書及び住民票
- 個人のパライバシーに関する書類 (例：戸籍謄本、遺産分割協議書等) については原則として原本還付します。
- 印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付してください。
- 法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名押印及び作成年月日等を記入願います。
- その他参考となる書類等があれば添付願います。

(様式8)

委任状 (再交付)

私儀 _____ 受任者印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 申請地 _____

2. 上記土地に係る公共用地境界明示再交付に関する委任の範囲は次のとおりです。ただし、復代理人選任の権限をも含みます。

- ① 申請に要する図書及び資料の作成、提出並びに取下に関すること
- ② 公共用地境界明示再交付認証書の受領に至るまでの事務

以上

令和 年 月 日

申請者 (土地所有者)

住 所

氏 名 _____ 実印

(様式9)

公共用地(敷)境界明示複写図面交付申請書

申請日：令和 年 月 日

和泉市長 あて

申請人 住所

氏名

(TEL)

<担当者： >

市 道	既明示の指令年月日 昭和・平成・令和_____年_____月_____日	
	既明示の指令番号 和泉市指令_____第_____号	
法 定 外	既明示の決裁年月日昭和・平成・令和_____年_____月_____日	種別 (○で囲む)
	既明示の簿冊番号 _____—_____—	里 道
	既明示の決裁番号 _____鳳土第_____—_____号	水 路
申 請 地	所在地番 _____ 既明示時の所在地番 [_____]	

注・申請地及び台帳で調べた既明示の番号等を必ず記入して下さい。

- ・印刷等の費用は、1枚、10円(消費税込)申請者実費負担になります。
- ・交付については、申請日の翌日午後以降になり、電話等での連絡はしていません。
- ・受領された図面の他者への閲覧、譲渡などは禁止します。
- ・申請日から3箇月を経過した場合、再度申請書の提出が必要です。

上記図面を受領しました。

令和 年 月 日

署名 _____

公共用地境界明示申請取下げ願

和泉市長 へ

今般、令和 年 月 日に申請しました公共用地境界明示につき、下記の理由で
公共用地境界明示をするのが不要となった為、明示申請を取り下げます。

申請地

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

 実印

申請代理人

住 所

氏 名

 職印

記

申請取下げの理由

以上

令和 年 月 日

現況土地所在確認書

和泉市長 へ

番土地所有者

住 所

氏 名 _____ 印

番土地所有者

住 所

氏 名 _____ 印

今般、和泉市 町 番地先の公共用地

(敷) の状況と別紙法務局備付公図(大阪法務局 岸和田支局備付)写しと
相違があったので、今後は別紙現況土地所在図をもって各々の所有地とすることを相互に
確認し署名押印します。

調査者

住所

氏名 _____ 職印

(法務局備付公図および現況土地所在図を添付の上割印する事)

地図訂正の承諾について（依頼）

和泉市長 あて 令和 年 月 日

願出人

住所 _____

氏名 _____ 実印 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____ 職印 _____

(TEL _____)

標記の件につき、私所有土地の測量をおこなったところ下記記載土地につき公図と現地に相違があるため、地図の訂正が必要となっております。つきましては大阪法務局岸和田支局に地図訂正の申出をおこなうことに対して(道路管理者・法定外公共物管理者)としての承諾をお願い申し上げます。

記

地図訂正申出地

和泉市 _____

御市管理地 _____ (番地先)

添付書類 (正本1部 A4版左綴り)

- ・ 願出人の委任状、印鑑証明書原本(法人の場合は資格証明書原本も必要)
- ・ 申出地の全部事項証明書原本
- ・ 申出地及び付近の法務局備付の公図、合成図、地積測量図
- ・ 訂正前及び訂正後公図
- ・ 申出地及び付近の土地沿革調書
- ・ 申出地付近の位置図(住宅地図)
- ・ 他の地図訂正関係者の承諾書の写し
- ・ 願出人の現住所と登記上の住所が異なる場合は、住所移転等の経過のわかる・住民票原本、戸籍の附票原本、商業登記簿謄本原本等

*別途綴らずに、市への承諾書2通(うち1通は登記所用承諾書として交付する)

- ・ 印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付してください。
- ・ 法務局等で閲覧した書類や任意に作成された書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名押印及び作成年月日等を記入願います。
- ・ その他参考となる書類があれば添付願います。

(様式13)

委任状

私儀 _____ 受任者印

をもって下記の権限を委任します。

記

1. 地図訂正申出地 _____

2. 上記土地に係る地図訂正の承諾について（依頼）の願出に関する一切の権限。

以上

令和 年 月 日

願出人

住 所

氏 名 _____ 実印

(様式14)

令和 年 月 日

境界明示（全部・一部）解約願

和泉市長 へ

願出者（土地所有者）

住 所 _____

氏 名 _____ 実印

本件土地については、境界明示済であります。下記により境界明示を解約していただき、同時に提出している公共用地境界明示申請に基づき、新たに境界明示していただきますようお願い致します。

記

1. 文書番号 昭和・平成・令和 年 月 日付け 第 号

2. 願出地所在地番 _____

3. 解約の理由 既に確定した境界線が、現地において復元困難なため

公共用地境界明示時、民々境界に誤りがあったため

その他（ ）

※確定図の写しを添付し、解約部分に朱線を記入のうえ割印すること。